

## 那賀町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナー関係にある2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする

る。

- (1) 成年であること。
- (2) 本町に住所を有していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が直系血族(養子縁組をしている場合を含む。)又は3親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下

「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の現に婚姻をしていないこと証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)

2 町長は、前項の宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前4号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、町長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時、場所等について事前に町と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称を使用する者は、宣誓書を提出する際に、日常生活において当該通称を使用していることを確認することができる書類(社員証、学生証、法人が発行した身分証明証、郵便物など)を提示しなければならない。

(受領証の交付)

第 6 条 町長は、第 4 条第 1 項の規定により宣誓がなされた場合、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第 2 号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第 3 号。以下「カード」という。)を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第 7 条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)が、当該受領証又はカードを紛失し、毀損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときその他当該受領証又はカードの再交付を必要とするときは、町長に対し、第 4 条第 1 項の規定により宣誓し、受領証又はカードの交付を申請することができる。ただし、現存する受領証又はカードで宣誓したことが確認できる場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第 4 号。以下「再交付申請書」という。)により、受領証又はカードの再交付を申請することができる。

2 町長は、再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又はカードを再交付する。

(受領証の返還)

第 8 条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第 5 号)に受領証及びカードを添えて、町長に提出し

なければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 当事者の一方が死亡した場合
- (3) 当事者の一方又は双方が本町外に転出した場合
- (4) 第3条第3号に該当しなくなった場合

(パートナーシップ宣誓の受領証の取消し)

第9条 町長は、宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証及びカードの交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証及びカードを不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ宣誓の受領証を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定によりパートナーシップ宣誓の受領証を取り消した場合は、第8条の規定により交付した受領証及びカードの返還を求めるものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表)

那賀町長 宛

パートナーシップ宣誓書

私たち \_\_\_\_\_ と \_\_\_\_\_ は、  
那賀町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパート  
ナーとすることを宣誓し、署名いたします。

年 月 日

フリガナ

氏 名

フリガナ

(通称名)

生年月日

年 月 日

年 月 日

住 所

(代筆者)

住 所

氏 名

事務処理欄

氏 名	本人確認書類	備 考
	個人番号カード・旅券・免許証 ・その他 ( )	
	個人番号カード・旅券・免許証 ・その他 ( )	

(裏)

パートナーシップの宣誓に当たっての確認書

私たちは那賀町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)に基づく「パートナーシップの宣誓」をするに当たって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに要綱の規定を遵守することを誓います。

氏 名 \_\_\_\_\_

通 称 名 ( \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ )

連 絡 先 ( \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ )

要綱の規定	確 認 事 項	
	項 目	回 答 (該当する□に「レ」をご記入ください。)
(関係性) 第2条	互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した2者である。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1号	双方が成年である。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(住所要件) 第3条第2号	双方が本町に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(独身であること) 第3条第3号	双方に配偶者がいないこと(事実婚を含む)及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にない。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(近親者でないこと) 第3条第4号	宣誓者同士が直系血族(養子縁組をしている場合を含む。)又は3親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でない。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。

様式第2号(第6条関係)

(表)

パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_\_  
年 月 日生 様      年 月 日生 様  
宣誓日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

上記2名の者は、那賀町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日

那賀町長

見本

(裏)

注意事項

- 1 この受領証は、那賀町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、町長に届け出ること。
  - (1)当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合。
  - (2)当事者の一方が死亡した場合。
  - (3)当事者の一方又は双方が本町外に転出した場合。
  - (4)要綱第3条第3号に該当しなくなった場合。
- 3 上記2 (1) から (4) のいずれかに該当した場合には、この受領証及び受領証カードを町長に返還すること。

特記事項

備考

- 1 特記事項欄には、名前欄に通称名で受領証を交付した場合には戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を、再交付した場合には再交付年月日を記載する。

様式第3号(第6条関係)

(表)

那賀町パートナーシップ宣誓書受領証カード			
那賀町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。			
宣誓日	年	月	日
_____	様	_____	様
	年	月	日
那賀町長		見本	

(裏)

<p>那賀町は、一人ひとりの人権を大切にし、優しいまちを目指しています。この証明書により法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして、いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>特記事項</p>
---

備考

1 特記事項欄には、名前欄に通称名で受領証を交付した場合には戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を、再交付した場合には再交付年月日を記載する。

様式第4号(第7条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、那賀町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により、申請します。

再交付を希望する理由（該当する□に「レ」をご記入ください。）

- 紛失
- 毀損
- その他

( )

再交付を希望するパートナーシップ宣誓書受領証の種類（該当する□に「レ」をご記入ください。）

- パートナーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ宣誓書受領証カード \_\_\_\_\_ 部

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(代筆者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

様式第 5 号(第 8 条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

那賀町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条の規定により、受領証を返還します。

返還の理由（該当する□に「レ」をご記入ください。）

- 当事者の意思によりパートナーシップを解消した
- 当事者の一方が死亡した
- 当事者の一方又は双方が本町外に転出した
- 要綱第 3 条第 3 号に該当しなくなった。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(代筆者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

受領証、カードを返還できない理由（該当する□に「レ」をご記入ください。）

- 廃棄しました。
- 紛失しました。今後発見した場合は必ず返還又は廃棄します。
- その他（ \_\_\_\_\_ )